

1. (預入れの方法等)

- (1)この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度(以下「**◎**」といいます。)の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れられるものとします。
- (2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この預金の預入れは、1口100円以上(ただし財形奨励金による預入を除く。)とします。
- (4)この預金について、通帳の発行にかえ、取引の証として財産形成住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行するとともに、預入の残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

- (1)この預金は、預入れのつど預入日の5年後の応答日を満期日とする1口の財形専用定期預金として預入ります。
- (2)満期日にその元金合計額をもって、前回と同様の財形専用定期預金に自動的に継続します。
- (3)前項の継続にあたり、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元金をまとめて1口の財形専用定期預金に自動的に継続します。
- (4)継続された預金についても前2項と同様とします。

3. (預金の支払方法等)

- (1)この預金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替(以下「住宅の取得等」といいます。)のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2)この預金を住宅の取得等の後に払出しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証および法令で定める書類とともに当店へ提出してください。
- (3)この預金を住宅の取得等の前に払出しをする場合には、1口ごとの元金累計額の90%または住宅の取得等に要した額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証および法令で定める書類とともに当店へ提出してください。
- (4)前項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日までに住宅の取得等に要した額と前項の払出額との差額を限度として1回限り支払います。なお、残高を払出しする場合にはその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、法令で定める書類を当店に提出してください。
- (5)前3項の方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預入ることができ、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに前3項と同様の方法により払出しをすることができます。

4. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって6か月複利の方法で計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入られる金額についてはその預入日(すでに預入られている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2)この預金を第3条により支払う場合、または、第6条第1項により満期日前に解約する場合または第6条第4の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日の前日までの期間について預入日(継続をしたときはその継続日)現在の預入期間別利率によって計算します。ただし、預入日(継続をしたときはその継続日)の1か月後の応当日前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率によって計算します。預入日(継続をしたときはその継続日)の6か月後の応当日以後に解約する場合の利息は、6か月後利の方法で計算します。
- (3)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (4)この預金が、勤労者財産形成貯蓄制度の適用外になったと当行がみなした場合は、当行所定の利率に変更します。

5. (預入金額の変更)

預入金額を変更するときは、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

6. (預金の解約)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3)前項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じ

たときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

7. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等については、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (届出事項の変更・契約の証の再発行)

- (1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)この契約の証を失った場合の契約の証の再発行もしくは元金金の支払、または、印章を失った場合の元金金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人をおめることがあります。
- (4)当行にお持ちの口座の通帳、証書、契約の証、各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。
- (5)預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9. (印鑑照合)

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (盗取された契約の証による払戻し等)

- (1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた当該払戻しの額および手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②契約の証の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. (譲渡・質入れの禁止)

(1)この預金および契約の証は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当行所定の書式により行います。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息について、非課税の適用は受けられません。

①規定第1条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。

②定期預入が2年以上されなかった場合。

③非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

13. (利子税等の支払等)

第3条第3項の支払日の2年後の応当日または住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに法令の定める書類を当行に提出されず、法令で定める利子税等を当行が納付する場合には、当行は預金者にかわってこの預金を当行所定の方法により払戻しの上その元利金を当該利子税等に充てることができるものとします。この場合、事前の通知および所定の手続は省略して取扱います。なお、預金の元利金が納付する利子税等の金額に満たないときは、不足額をただちに支払ってください。

14. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

15. (退職時等の取扱)

㊦の適用を受ける預金について、退職等の理由により㊦の適用を受けられないこととなった場合、原則、退職等の理由が生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条と同様の手続をとってください。

16. (契約の証の有効期限)

この口座の預金残高がなくなり2年以上経過した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当行に返却してください。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押し印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。

19. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上